

トンボ池等湿地環境再生検討会の情報公開について

トンボ池等湿地環境再生検討会（以下「検討会」という。）規約第7条に基づき「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

（議事）

- ・ 議事は原則公開とする。ただし、検討会の円滑な運営を図るため、ビデオ、カメラ等の撮影は、座長の挨拶までとする。
- ・ 貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について、非公開による審議が必要な場合は、検討会において非公開の決議を行う。
- ・ 非公開についての審議は、座長の判断により行うものとし、出席委員の過半数の賛成により決議されるものとする。

（資料）

- ・ 資料は原則公表とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等に係る資料は委員にのみ配布する。
- ・ 公表資料は、木曾川上流河川事務所、水辺共生体験館及び笠松町において閲覧できるよう、事務局において対応する。
- ・ なお、閲覧は閲覧場所への設置とともに、ホームページで閲覧できるようにする。

（議事要旨）

- ・ 検討会結果の速やかな公表のため、議事要旨を作成し、全委員の確認を得た上で、資料とともに閲覧できるように、事務局において対応する。ただし、発言者の個人名は非公表とする。